

(やさしい日本語)

平成30年7月【豪雨(ごうう)】<非常(ひじょう)に強(つよ)い大雨(おおあめ)>の災害(さいがい)で 大変(たいへん)な人(ひと)へ

家(いえ)や 車(くるま)などが どのぐらい 壊(こわ)れたかが わかる写真(しゃしん)(印刷(いんさつ)しなくてもかまいません)があれば、その写真(しゃしん)を持って、近(ちか)くの 市役所(しやくしょ)や 町役場(まちやくば)に 行(い)き、【り災証明書】(りさいしょうめいしょ)の手続(てつづ)きを してください。必要(ひつよう)な お金(かね)の 支援(しえん)を 受(う)けることができる場合(ばあい)があります。

手続(てつづ)きで 分(わ)からないことがあれば、OPIEFに 相談(そうだん)してください。

※必要(ひつよう)な 写真(しゃしん)は 次(つぎ)のとおりです。

・家(いえ)の どの部分(ぶぶん)まで 【浸水】(しんすい)<水(みづ)に つかること>したかが わかる写真(しゃしん)

・被害(ひがい)を 証明(しょうめい)する 必要(ひつよう)がある 家(いえ)の中(なか)の財産(ざいさん)や車(くるま)などの写真(しゃしん)

※写真(しゃしん)を とってから、片(かた)づけを 始(はじ)めてください。

(一財)岡山県国際交流協会(OPIEF) TEL:086-256-2914

#### 【り災証明書】(りさいしょうめいしょ)

<災害(さいがい)で 家(いえ)が 壊(こわ)れた 人(ひと)のための 書類(しょるい)>

【り災証明書】(りさいしょうめいしょ)は 災害(さいがい)で たいへんな 人(ひと)のための お金(かね)の ことなどを 申(もう)し込(こ)む とき います。家(いえ)が どのぐらい 壊(こわ)れたか 書(か)いてあります。家(いえ)が 壊(こわ)れた 人(ひと)のために、市役所(しやくしょ)や 町役場(まちやくば)などの 係(かかり)の 人(ひと)が 書(か)きます。係(かかり)の 人(ひと)が 家(いえ)が どのぐらい 壊(こわ)れたか 調(しら)べて つくります。家(いえ)が 壊(こわ)れた 人(ひと)が 申(もう)し込(こ)んでから 係(かかり)の 人(ひと)が 調(しら)べます。できるまで 何日(なんにち)か かかります。

災害(さいがい)で たいへんな 人(ひと)が 下(した)の ことを 申(もう)し込(こ)む とき 【り災証明書】(りさいしょうめいしょ)が います。